

信州の宿 県民応援前売割

<旅行会社向けマニュアル>

販売期間

2021年5月12日(水)~2021年5月31日(月)

利用可能期間

2021年6月11日(金)~2021年12月31日(金)宿泊分まで

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、利用期間は変更になる場合がございます。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2021.7.26更新版

<事業概要>

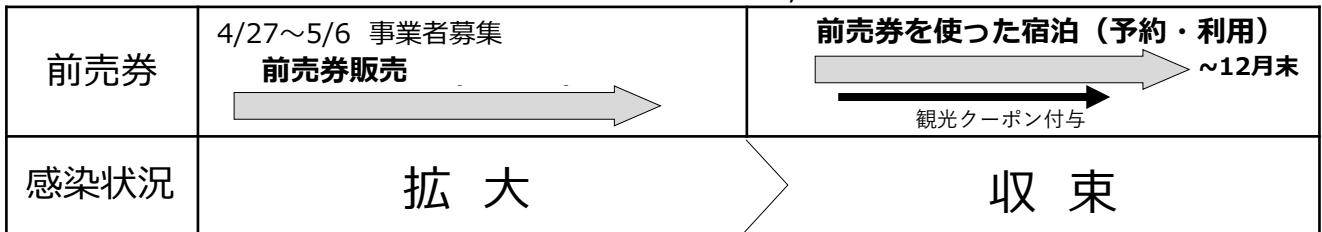
事業の通称	「信州の宿 県民応援前売割」事業
前売券販売期間	2021年5月12日（水）～2021年5月31日（月）
宿泊予約受付期間	2021年6月11日（金）～2021年10月31日（日）（予定）
前売券利用期間	2021年6月11日（金）～2021年12月31日（金）（予定） ※予約・利用の開始については、感染状況を踏まえて5月下旬に改めて専用HPでご案内します。

趣旨

新型コロナウイルス感染が広がるなか、将来の宿泊需要を確保し、事業の継続を支援するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした県内旅行に使えるプレミアム付き前売券を販売する事業者、及び地域の観光事業者で使える観光クーポンの配付により、利用料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施する。

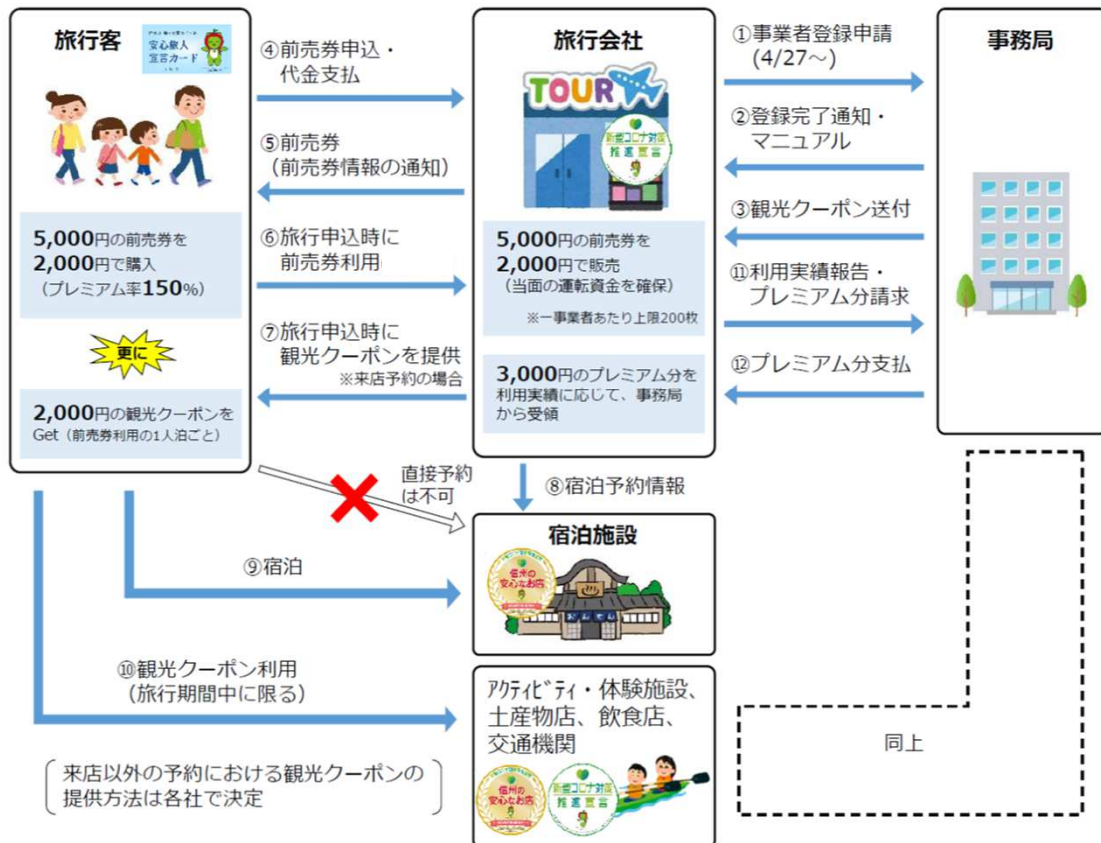
■実施内容

- ・宿泊旅行で使えるプレミアム付き前売券5,000円分を2,000円で販売いただき、プレミアム分3,000円を利用実績に応じて県が支援します。
- ・更に前売券の利用者には、観光施設で使える観光クーポン2,000円分をセットで提供します。



■事業イメージ

旅行会社が販売する場合



<支援対象>

■対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
- ・「信州の安心なお店認証制度」の参加事業者受付開始後速やかに申請を行うこと。
- ・旅行業法第3条に規定する登録を受けており、長野県内に営業所を有している旅行会社であること。
- ・旅行者に対して居住地の確認ができる者、長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。

■支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は、県内在住者が長野県内に1泊以上する宿泊旅行代金とする。
- ・一社あたりの販売上限数は200枚とする。

※参加事業者多数の場合は枚数を調整することがあります。

- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 旅行の催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
 - (5) 観光を主たる目的としていない宿泊旅行
 - (6) その他、長野県及び事務局が不相当と認めるもの

■利用対象者

前売券を購入し、利用できる対象者は、**県内在住者**であり、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限る。

<利用方法>

■ 前売券販売期間

令和3年5月12日(水)～令和3年6月5日(土)

前売券の作成、販売方法等は次のページ（P5）をご覧ください。

■ 支援金交付対象期間

令和3年6月11日（金）～令和3年12月31日（金） 宿泊分

※10月31日（日）までに宿泊予約を受け付ける必要があります。

※12月31日（金）を含む連泊利用等の場合においては、その対象を12月31日（金）の宿泊分までとし、令和4年1月1日（土）以降は前売券利用の対象となりません。

※コロナの感染状況によっては、対象期間を見直すことがあります。

■ 前売券の利用条件★1回の旅行につき、一人1泊あたり2枚までかつ2泊まで

※5,000円（税込）未満の宿泊代金には利用できません。

（おつりは出ませんので、額面以上の宿泊代金の支払いに使って頂くよう、予約時にご案内してください）

※一人泊で2枚ご利用の場合、一人泊の宿泊代金が10,000円（税込）以上の場合に限ります。（宿泊代金が5,000円以上10,000円未満の場合、使用できるのは1枚までです）

■ 利用方法

・宿泊旅行代金支払い時に前売券を適用して精算してください。

※前売券利用時には、旅行申込代表者に、様式7号「前売券利用確認書」の記入もお願いしてください。「前売券利用確認書」の提出が無い場合は支援金の交付ができません。

※前売券利用時には、必ず身分証明書の提示を受けるなど、原則として県内在住者かどうかの確認を行ってください。

※併用の可否について

GoToトラベル事業もしくは県の他の宿泊割事業との併用はできません。

市町村等で実施している宿泊割引との併用は、県は妨げませんので、併用の可否は各市町村等にご確認ください。

＜プレミアム付き前売券のご準備のお願い＞

「信州の宿 県民応援前売割」事業では、**前売券は事業者様ごとに“独自で作成”して頂く必要**がございます。次の「前売券作成上の留意点」をご覧ください、販売開始までにご準備をお願いいたします。

■ 前売券作成上の留意点

- ※券面のデザインや券の大きさ、印刷方法は任意です。
- ※次の「前売券面の必要項目」を必ず記載してください。

前売券面の必要項目（下記①～⑥の内容をすべて）

- ①額面（1枚あたり5,000円）
- ②当事業の**事業名**「信州の宿 県民応援前売割」
- ③事業者名（施設名）のゴム印（署名も可）**押印もしくは手書き記入欄**
- ④**有効期限**（利用できない期間、日にち、曜日等がある場合は明記してください）
- ⑤利用者署名欄
- ⑥注意事項
 - 一人1回の旅行につき、1泊あたり2枚まで、かつ2泊までお使いいただけます。
 - 当館のみでご利用いただけます。
 - GoToトラベル事業や長野県の他の宿泊割事業との併用はできません。
 - その他の割引やクーポン券との併用の可否は店舗によって異なりますので、事前にご確認ください。
 - 本券は、払戻または現金との引換えはしません。
 - 釣り銭は出ません（額面以下のお支払いではご利用できません）。
 - 営利目的の本券の転売はいかなる場合でも固くお断りします。
 - 休館・休業・緊急事態宣言の発出等により利用できない場合があります。
 - 販売した前売券を購入者が実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被った損害について、長野県は責任を負いません。

※前売券の制作に係る費用は**事業者様のご負担**となります。

※実券としては発行せず、メール等での通知をもって代える、または、管理台帳への記載で代える、という方法でも構いません。

※前売券の作成が困難な場合、下記前売券のフォーマットを当事業のHPに掲載しますので、ご自身でダウンロード頂き、ご自由にお使いください。但しご利用の際は、事業者様でのみ有効である旨を、署名欄に事業者様のゴム印の押印または署名を必ず行うことで制限して下さい。

■ 前売券販売期間

令和3年5月12日(水)～令和3年6月5日(土)

■ 前売券（イメージ）

※券面デザインは参考例です。



【宿泊旅行代金に含まれないもの】

① 換金性の高いもの

- ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

■ **キャンセル対応時の注意点**

前売券を利用したご旅行の精算が完了した後にキャンセルが発生した場合は下記の対応をお願い致します。

1. 受け取った前売券はそのままお返し
2. 取消料を差し引いた収受額を返金

例1) 20,000円の旅行代金に対して前売券2枚（10,000円）利用し、差額の10,000円を現金で収受した場合（取消料2,000円の場合）

↳前売券2枚（10,000円）はそのままお返し、取消料2,000円を差し引いた8,000円を現金で返金

例2) 10,000円の旅行代金に対して前売券2枚（10,000円）を収受した場合（取消料2,000円の場合）

↳前売券2枚（10,000円）はそのままお返し、取消料2,000円を現金等で収受する

観光クーポン券について

・本事業には前売券に加えて観光クーポン券（一人1泊当たり2,000円分）が付帯しております。

●クーポン券お渡し時の注意点

※観光クーポン券はお客様のご旅行代金の精算時に

前売券利用のお客様のみ一人1泊当たり1冊（500円×4枚綴り）を渡してください。

例1) 大人2名（前売券一人1泊当たり2枚利用）+子供1名（前売券一人1泊当たり1枚利用）
で2泊の場合、お渡しするクーポン券は大人2名2泊分 計4冊、子供1名2泊分 計2冊
合計6冊/（500円×4枚綴り）×6冊になります。

例2) 1泊10,000円以上の宿泊代の支払いに1名で前売券を2枚利用した場合は、クーポン券は1冊のみ
となります。

※この観光クーポン券には有効期限があります。

・有効期限は旅行者の旅行期間（**出発日～帰着日**）になります。

・観光クーポン券に有効期限を**押印**または**手書き**で記入して下さい。

・**有効期限の記入がない観光クーポン券は無効**となりますので、必ず旅行会社でご記入
下さい。

・観光クーポン券の**最終の有効期限は令和4年1月1日（土）**となります。

例) 12/31（金）～1/2（日）宿泊の場合クーポン券の有効期限は12/31（火）～1/1（土）までです。

※5月6日（木）までに申請いただいた事業者様には、5/31（月）までに観光クーポン券をお送り致します。

※1事業者あたり最大200冊を送付致します。

※利用可能店舗に関しては <https://tabi-susume.com/advance/> をご確認ください。

※キャンセル時は、販売先から観光クーポン券を回収してください。

<重要>

最終的に余ったクーポン券は令和4年1月21日（金）までに事務局宛にご返送をお願い致します。

（送料は事業者様負担でお願い致します。）

返送先: 〒381-2247 長野県長野市青木島4-4-9
NTTロジスコ信越支店内「前売割事務局」宛

※前売券利用実績とご返送頂くクーポン券の枚数に相違があった場合、不足額分を補填して頂く場合がございます。適切にクーポン券を管理頂きますようお願い致します。



※クーポン券のデザインはイメージです。
記載事項が変更になる場合があります。

・有効期間は旅行者の出発日～帰着日までです。
押印または手書きにて有効期限を記入してください。
※但し最終の有効期限は令和4年1月1日（土）までですので
ご注意ください。

<注意事項>

■ 留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、観光庁の「地域観光事業支援」を活用した事業です。
国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■ 不正利用の防止について

(1) キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、旅行・宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

(2) ノーショウの防止

本事業の目的である、将来の宿泊需要を確保し、宿泊施設等の事業継続支援という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するものの中には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。

各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

(3) 事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、

事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについてPart1>

■ 支援額の請求申請について

※お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けます。**
<https://tabi-susume.com/biz-advance/>

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

宿泊日	～6/30 (水)	～7/31 (土)	～8/31 (火)	～9/30 (木)	～10/31 (日)	～11/30 (火)	～12/31 (金)	最終期限
精算期限	7/16 (金)	8/20 (金)	9/17 (金)	10/15 (金)	11/19 (金)	12/17 (金)	1/21 (金)	1/31 (月)必着

※令和4年1月31日を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず
令和4年1月31日（月）（必着）までに請求手続きを済ませてください。
いかなる場合もこれ以降の申請につきましてはお受けできませんので、ご注意ください。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

＜請求手続きについてpart2＞

■前売券販売実績報告

前売券の販売終了後、2021年6月9日(水)までに販売実績をメールにて報告してください。
(メールにて申請できない場合は、郵送またはFAXにてご提出ください)

ご提出いただく書類は次のとおりです。

	書類名	様式	メール	郵送・FAX
①	前売券販売・利用台帳	様式8号	○	○
②	販売した前売券の見本(またはそれに類するもの※1)	—	△※2、3	△※2

※1 メールやはがきでの連絡をもって前売券発券の代わりとしていた場合は、メールやはがきの文面がわかるもの

※2 前売券の実券を発行せず台帳等で管理していた場合は、提出不要

※3 前売券の券面データを提出してください(スキャンしたもので可)

「信州の宿 県民応援前売割」事業の各様式は、下記URLからダウンロード可能です
<https://tabi-susume.com/advance/>

■月ごとの請求手続き(前売券利用実績の月次報告)

各月の精算期限(前ページ参照)までに、精算申請専用フォームで請求申請を行ってください。
(WEB申請できない場合は、郵送にてご提出ください)

※前売券の利用がなかった月につきましては、報告は不要です。

WEB申請、郵送・FAXの場合でご提出いただく書類は次のとおりです。

	書類名	様式	WEB申請	郵送
①	実績報告書	様式5号	—	○
②	実績内訳シート	様式6号	○	○
③	前売券利用確認書(旅行会社用)	様式7号	○	○
④	宿泊の実績が証明できる書類(宿泊証明書、 宿泊施設との精算に基づく清算書等、宿泊 実績が確認できるもの)※4	任意様式	○	○
⑤	支援金請求書兼委任状	様式9号	—	○

※4 ③の書類は、お客様のご旅行が(キャンセルされることなく)実際に行われたか、適正に割り引きが行われたか、
また、②実績内訳シートの記載内容が正しいかどうかを事務局が確認するためにご提出いただきます。

「信州の宿 県民応援前売割」事業の各様式は、下記URLからダウンロード可能です
<https://tabi-susume.com/advance/>

＜請求手続きについてPart3＞

■ 利用確認書の使い方

お客様が前売券を利用して精算された際、お客様に利用確認書の記入をお願いして下さい。

■ 事務局に提出する際の必須項目

①お客様署名

グループでご旅行の場合は代表の方に記入をお願いして下さい。

②事業者署名

事業者様の署名をお願い致します。

※上記①②に不備不足があると精算に応じられません。ご注意ください。

様式第7号（旅行会社用）

信州の宿 県民応援前売割事業 前売券利用確認書

私は、信州の宿 県民応援前売割事業の指定を受けた旅行会社において、下記のとおりを利用して旅行申込をしました。

申込者氏名 (代表者)			
代表者住所 (市区町村まで)			
宿泊予定日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	泊数	泊
宿泊予定人数 (利用対象者)	名 (内訳: 大人 名 / 子供 名 / 幼児 名)		
電話番号			
確認事項 ※必ず□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 前売券を利用する旅行者は、全て長野県内在住者で間違いありません。		
旅行代金 ※旅行会社記入 ※前売券利用は 1人泊当たり2枚まで。	(利用前の旅行代金)	(前売券利用額)	(利用後の旅行代金)
	_____ 円	- _____ 円	= _____ 円

【旅行される方へ】

1. 太枠内の項目について、旅行申込者ご本人（代表者）が直筆で記入をしてください。（※本書面の提出がない場合は、信州の宿 県民応援前売割事業の対象外とします。）
2. 当確認書により取得した個人情報は、信州の宿 県民応援前売割事業においてのみ使用し、その他のためには使用しません。
3. 当確認書の記載の内容について、後日、「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局から確認の連絡をいただく場合があります。「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局 02-24-224-0430

※以下、旅行会社記入

上記の内容について、相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

旅行会社名
代表者役職
代表者氏名

①お客様署名

②事業者署名

<問い合わせ先>

「信州版新たな旅のすゝめ」前売割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00

事務局 〒380-0813
所在地 長野県長野市緑町1605-18-305

T E L 026-224-0430 (事業者専用)

F A X 026-224-0445

E - m a i l shinshu-maeuri@media-ps.co.jp

ホームページ
U R L <https://tabi-susume.com/advance/>
